

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第1回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

相続税の計算を依頼された…



第1回

1回は税務相談です。税理士法において、「税理士または税理士法人でない者は、税務代理、税務書類の作成、税務相談などの税理士業務を行うことはできない」とされています。

昨今、保険・投信・その他信託商品など取扱業務が増えたこともあり、金融機関の担当者には、お客様から様々な相談が寄せられます。その中でも多く話題に挙がるのが税金に関する相談です。質問には即時に回答したいところですが、問題になるのが「税務の専門家である税理士の職務領域に抵触するかどうか」の線引きです。

前述の税理士法に違反した場合には、罰則として2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられますので、金融機関の担当者としては、「税理士業務とは何なのか」を知っておく必要があります。

ます。

FPを持つていれば
対応できそうと思っても…

税理士業務は「他人の求めに応じ、租税に関して、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談を行うことを業とすること」と税理士法に規定されています。「業とする」とは、これらの業務を「反復継続して行う」ことをいいます。またこれらの業務はたとえ無料であっても、税理士以外の者が行うことは認められていません。

またFPの試験範囲には「タックスプランニング」が含まれていますが、FPにも税理士業務は認められていませんので注意が必要です。以下、3つの税理士業務について頭に入れておきましょう。

① 税務代理

税務官公署に対する税務申告

等、税務官公署の税務調査や処分に対して行う主張や陳述につき、代理または代行することです。資格なき者は、お客様の税務申告に関して、税務署等との間に入って交渉することはできません。

② 税務書類の作成

税務官公署に対して提出する税務申告書等を、自己の判断に基づいて作成することです。「他人の求めに応じ」とあることから、自身の税務申告書等の作成は税理士業務とみなされません。

単なる代書の場合を除き、資格なき者は、お客様の税務申告書の作成を手伝うことはできません。

③ 税務相談

税務官公署に対する税務申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算について相談に応じることです。金融機関担当者がお客様から受ける相談が「税務相談」と



● 「個別具体的な税務相談」と対応策の一例

質問例	違反の恐れのある対応	望ましい対応例
「相続税がいくらかかるのか知りたい」	個々の財産をヒアリングして評価し、概算の相続税を計算して教えた 	一般的な相続税の計算方法が書かれた資料・一般的に公開されている相続税額一覧表を渡し、具体的な計算は税理士に依頼することを勧めた
(地主からの相談)「不動産の評価額が高くて困っている」	所有する不動産の状況を聞いて、「小規模宅地等の評価減」の適用が受けられるようアドバイスした 	「小規模宅地等の評価減」の内容の一般的な紹介にとどめた
「多くの財産を子に贈与したい」	非課税枠の大きい「相続時精算課税制度」を勧めた 	「相続時精算課税制度」の一般的な案内のみにとどめ、適用については税理士等の意見を聞くようアドバイスした
「死期が近い親の相続税対策を教えてください」	生前贈与が相続税対策になることを説明、預金を速やかに生前贈与することをアドバイスした 	即効性のある対策を求めていたことから、相続税に明るい税理士を紹介した
「(基礎控除を超えるか超えないかの線で)相続税の申告をしないとイケないか」と聞かれた	税額もわずかなので「税務署から『相続税のお尋ね』が届かないなら申告しなくてもよいのでは」と回答した 	税務上財産とみなされる財産や、親族名義の預金も相続税の課税対象となることもある旨を伝え、税理士の判断を仰ぐようアドバイスした

ならないよう注意が必要です。

個別具体的な内容の質問に
具体的に対応するのが税理士

税理士法では税務相談を、税務代理に規定する主張および陳述、申告書等の作成に関し、次の項目の計算に関する事項について相談に応ずることと規定しています。

- ・課税標準や課税標準から控除する金額
- ・純損失等の金額
- ・納付すべき税額や納付すべき金額から計算上控除する金額
- ・還付金の額に相当する税額や還付金の計算の基礎となる税額

また「相談に応じる」と認識されるには、質問が「個別具体的な内容」であり、その回答も「具体的な答弁や指示、意見を表明する」ことを意味します。逆にいうと、「一般的な質問と回答のやりとり」や「(受講生に)講師として税制を教える」という行為は、税務相談にあたりません。

このことから、お客様から税務に関して相談があった場合には、「個別具体的な内容での相談には応じられない」ことを伝え、「参考として一般的な資料を案内する」「税理士を紹介する」などの対応をすべきと考えられます。

良かれと思ってアドバイスしたことが、間違っていたり誤解を招く内容での案内になっていたりすれば、後でトラブルに巻き込まれることにもなりかねません。

したがって「法律上、個別具体的な相談には応じかねており…」 「一般的な回答ですが…」 「当行シミュレーションソフトでの概算のご提示になります…」 「具体的な計算についてはお知りになりましたら、提携税理士をご紹介させていただきますよ」など、誤解がないよう徹底して説明・資料記載を行うようにしましょう。

88

ここまでやるべき!



- 税理士免許を持たない担当者として、税務相談については「税理士法に抵触する行為とそうでない行為」の線引きが必要。まずは「税理士業務とは何を指すのか」を理解しておく
- 相続税の計算をしてほしい旨の相談や依頼を受けたら、「個別具体的な相談には応じかねる」旨を明確にしたうえで、自行庫のシミュレーションなど概算での対応・提携税理士の紹介などができることを伝えてみよう